

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年4月4日認可した。

平成19年4月13日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
丸亀市庄之池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上所地区
丸亀市中津土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大道上2号地区
丸亀市田村池太井池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池地区
//	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原窪地区
丸亀市三条新池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）三条新池地区
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村下井地区
楠見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）にごり池地区